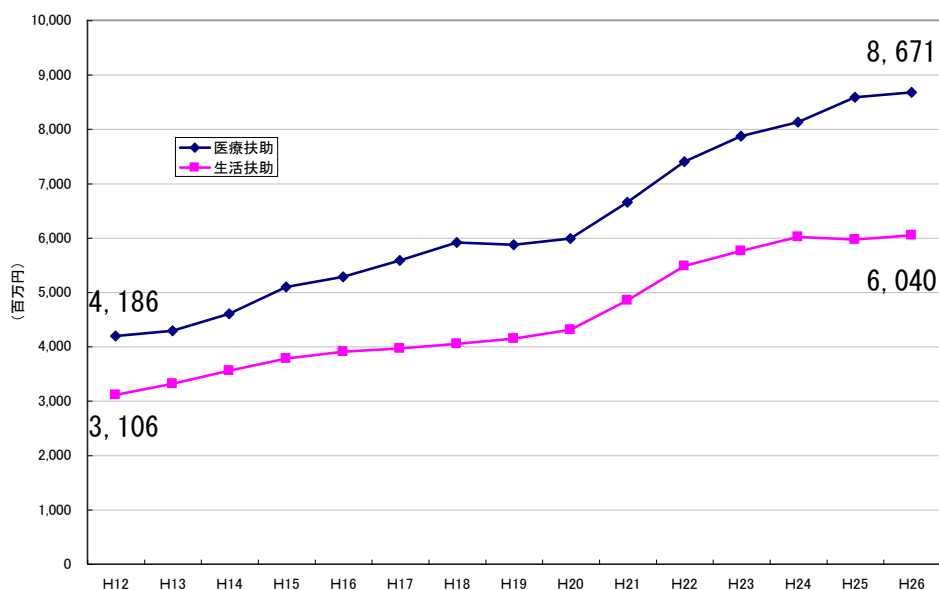
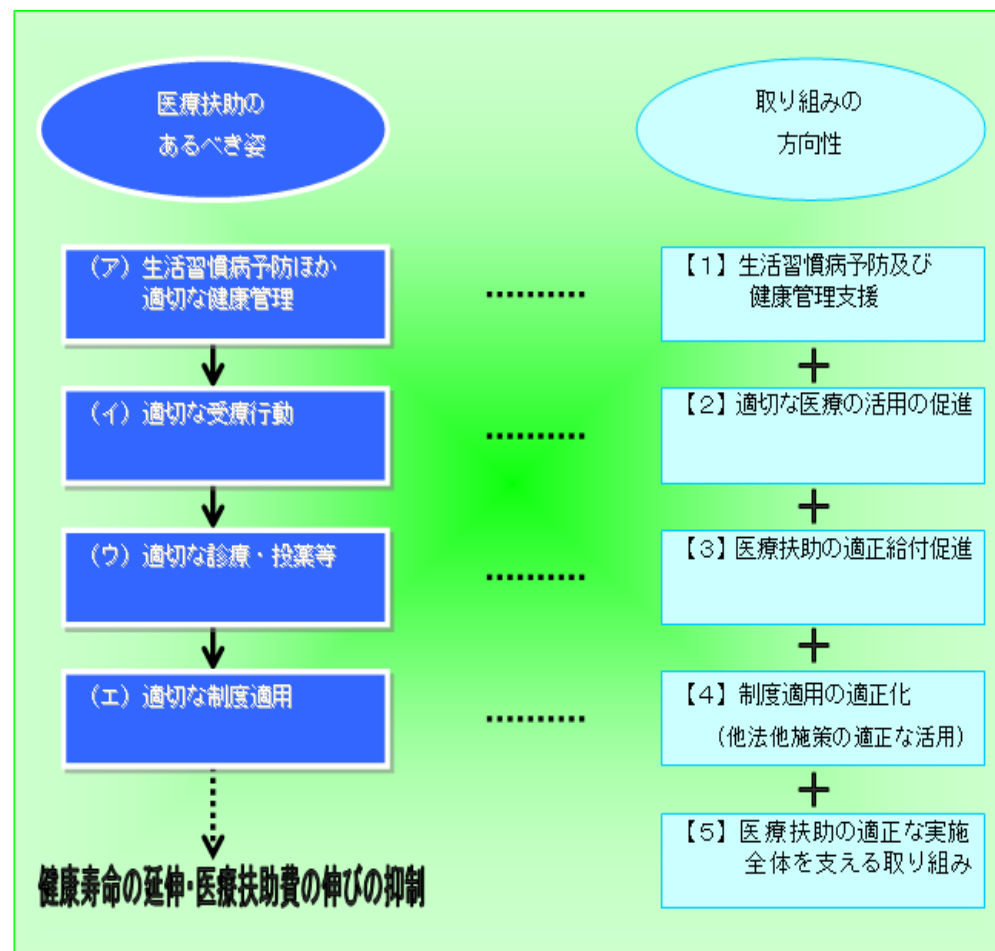


豊中市医療扶助の適正な実施に関する方針(概要版)

○本市の生活保護及び医療扶助の現状

- 保護世帯数 7,502 世帯・10,373 人 (平成 27 年 3 月末)
- 保護率 26.20%
- 保護世帯の高齢化 (全体の 52.2%)
- 高齢化による医療費の増は他制度においても共通現象
- 医療扶助の占める割合・生活保護扶助費の 46.9%
- 医療扶助総額 8,671 百万円 (平成 26 年度決算)
- 国民健康保険制度等との比較において、精神関連疾患の占める医療費の割合が高く、若年層において医療を必要とする割合が高い。

○基本的な考え方



○医療扶助の適正な実施に係る取り組み

| 取り組みの方向性 | 今後の具体的な取り組み事項 | 目標 |
|------------------------|---|--|
| 生活習慣病予防及び健康管理支援 | ①個別支援による健康管理 ②健診受診の促進 ③生活習慣病の重症化予防 | ●レセプトと稼働年齢層病状把握一覧の活用により、支援対象者を確実に把握し個別支援を実施します。 ●市民健診の活用を促し、健診受診率を向上させます。 ●II型糖尿病等の患者で、すでに重症化している人を除く者を対象に重症化を予防する支援を行い、糖尿病を起因とする透析患者の新たな発生を防ぎます。 |
| 適切な医療の活用促進 | ①頻回受診の適正化 ②重複受診・重複処方 of 適正化 ③後発医薬品の使用促進 ④頻回転院患者へのアプローチ ⑤長期入院・長期外来患者へのアプローチ | ●レセプト管理システムの活用による対象者の抽出と併せて、地区担当員や関係機関との連携による対象者の把握と適切なアプローチを行う体制を構築します。 ●頻回受診や重複受診・重複処方に対する適正受診に向けた働きかけにより、改善者割合を向上させます。 ●医療扶助における後発医薬品の使用割合「75%」を平成 29 年(2017 年) 央までに達成します。 ●被保護者への確実な医療制度の周知体制を確立することにより、適切な医療の活用を促進します。 |
| 医療扶助の適正給付促進 | ①医療要否意見書等の審査 ②レセプト点検の実施 ③医療券・調剤券の効率的な発券 ④治療材料の適正な給付 ⑤施術の適正な給付 ⑥通院移送費の適正な給付 | ●各種意見書等の審査やレセプトの点検に関する手順を見直し、より適切な給付体制を構築します。 ●医療機関との医療扶助に係る認識共有の場を設定することにより、適正な給付に関する理解を広げます。 |
| 制度適用の適正化 (他法他施策の適正な活用) | ①自立支援医療制度 (精神通院医療) ②自立支援医療制度 (更生医療) ③難病医療費助成制度 ④結核医療費公費負担制度 ⑤被爆者医療給付制度 ⑥その他制度 | ●他制度の活用における新規及び更新時の確実な手続きについて促すことにより、制度適用率を向上させます。 ●対象者の少ない制度も含めて、他制度の適正な活用を促します。 |
| 医療扶助の適正な実施全体を支える取り組み | ①生活保護法による医療機関の指定 ②生活保護法指定医療機関への一般・個別指導 ③嘱託医協議の実施 ④健康づくりグループ支援事業の実施 ⑤福祉事務所職員の研修及び情報共有 ⑥関係部局間及び市と関係機関との連携の強化 | ●各種の研修会や勉強会等への積極的な参加により、関係部局間及び市と関係機関とのより一層の連携を図り、協働体制を確立します。 ●地区医師会・歯科医師会・薬剤師会とのさらなる連携を進めることにより、医療扶助の効果的な実施体制を確立します。 ●本方針内容について福祉事務所内の全職員が理解することにより、被保護者や医療機関等に対し自ら説明できることをめざします。 |

○方針に基づく取り組みの進め方

- 年間計画により各取り組みにおける具体的な実施内容やスケジュールを決定し、PDCA サイクルに沿って進めていきます。
- 本方針の見直しについては平成 29 年度中に行い、平成 30 年度以降を新たな取り組み期間として設定します。